

## 裁判員経験者意見交換会議事録

### 1 はじめに

#### (1) 司会者による意見交換会の進行方法の説明

司会者：それでは，裁判員経験者意見交換会を始めさせていただきます。

暑い中，今日はどうもありがとうございました。

私，第5刑事部で裁判長を務めさせていただいています齋藤正人といいます。本日，司会を担当させていただきます。よろしく願いいたします。

裁判員制度は，皆様御存知のように，平成24年5月21日で丸3年が経過し，4年目に入ったところです。これまでに，大阪地裁本庁では300件余り，堺支部で90件ほど，合計約400件の裁判員裁判が行われました。大阪地裁本庁だけでも2，400人余りの裁判員・補充裁判員の方々に御協力いただいております。裁判員・補充裁判員を経験された皆様からは，裁判終了後にアンケートという形で様々な御意見をいただいているところですが，今日は改めてここで取り上げるテーマについて率直な御意見を伺い，裁判員制度のよりよい運用に活かしていきたいと思っております。

本日の進行予定ですが，意見交換事項は二つございます。まず一つ目は，例えば「殺意」，「正当防衛」，「責任能力」，「共謀」といった法律概念の理解や，その理解を前提に争点について結論を出す作業は難しかったでしょうか，またどのような点に悩まれたでしょうかという点です。

それから，二つ目ですけれども，その争点となる法律概念の意味内容や，その争点を判断する上でポイントとなる事情について，検察官，弁護士あるいは裁判官からそれぞれ説明があったと思いますが，検察官の場合は冒頭陳述・論告，弁護人の場合は冒頭陳述・弁論ということですが，その説明は十分なものでしたか，また，裁判官の説明についてはどうでしたかというようなことを中心に，それぞれ御意見や御感想を伺いたいと考えています。

これら二つの話題事項について，途中で10分程度の休憩を挟んで，おおむ

ね午後7時30分頃まで意見交換をさせていただき、その後、守秘義務についての感想や御意見を10分程度伺った上で、最後に傍聴されている報道機関の皆さんから質問をいただく時間をとりまして、午後8時頃に終了、こういう進行を予定しております。若干時間が前後することはあるかもしれませんが、その辺は御了承いただければというふうに思います。

それでは、今日、法律家の立場でこの意見交換会に参加いただいている検察官、弁護士、それから裁判官について御紹介させていただきます。一言ずつごあいさついただければというふうに思います。

## (2) 出席している検察官、弁護士及び裁判官の紹介

**司会者：**まず、検察官、佐藤裕亮検察官です。

**佐藤検察官：**大阪地検公判部所属の、検事の佐藤裕亮と申します。

本日のテーマとなっている法律概念というのは、我々の間でもどのように説明、あるいは立証していったらいいかという非常に悩ましいテーマですので、皆様の御意見を頂戴いたしまして、今後の参考とさせていただきたいと思えます。本日はよろしく願いいたします。

**司会者：**弁護士は、依田高明弁護士です。

**依田弁護士：**弁護士の依田高明です。本日はよろしく願いします。

弁護士は、どうしても弁護人としての経験や担当事件数というのは少な目になってくるんですけれども、今後も含めまして、法律概念が問題になる場合にどのように対応していったらいいのかということも学ばせていただければとも思えますので、よろしく願いします。

**司会者：**最後に、裁判官の増田耕児裁判官です。

**増田裁判官：**裁判官の増田耕児と申します。

本日は、皆様から法律概念にかかわる裁判員裁判に参加されての御感想や御意見をお聞かせいただいて、今後の審理や評議の運営の参考にさせていただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

**司会者：**どうもありがとうございました。

それでは皆様，今の3人の方を含めて意見交換会を実施させていただきたい  
と思います。

## 2 意見交換

- (1) 法律概念（「殺意」「正当防衛」「共謀」「責任能力」など）の理解や，その理解を前提に争点について結論を出す作業は，難しかったか。また，どのような点について悩んだか。

司会者：先ほども申し上げたとおり，今日は，法律概念の定義や要件の理解というのは難しかったのか，あるいは認定した事実をそれに当てはめていくのはどうでしたかというようなことを中心に意見を交換させていただければというふうに思います。「殺意」，「正当防衛」，「責任能力」，「共謀」，それぞれに難しいところがあったと思いますが，是非率直に御感想なり，あるいは御意見なりをお聞かせいただければ幸いです。

それで，どういう法律概念を扱う裁判にかかわられたかに違いがありますので，順番といたしましては「殺意」，「正当防衛」，それから「責任能力」は精神科医がかかわったりする点で難しさがありますので，これは最後にさせていただいて，その前に「共謀」，最後に「責任能力」という順番で議論をさせていただければというふうに思います。

それでは，早速ですが，まず「殺意」に関して議論をされた方というのが3人いらっしゃいます。「殺意」について，認定が難しかった点，あるいは悩んだ点はありましたかというのが最初の質問です。

これにつきましては2番さんが，被告人方に泊まっていた友人を刺し殺したというような事件に関与されて，「殺意」の有無が争点になった。この事件では「正当防衛」も争点になりましたけれども，「正当防衛」はまた後でお尋ねすることにします。「殺意」の認定について，特に難しかった点，あるいはこんな点で悩んだというようなところがもしございましたら，2番さんの方から口火を切っていただけますでしょうか。

**裁判員経験者 2**：私は、「殺意」と「正当防衛」ということなんですけども、特に私が悩んだというのは「正当防衛」という問題に一番悩んだんですけど、「殺意」については、まず裁判官の方から随分詳しく法律の説明があって、我々素人の人間にでもわかるようにお話しいただきました。その点ではこの「殺意」、「正当防衛」という中に、我々が思考していく中ですっと入れたというようなこともありました。それで、後で考えると、「殺意」というより「正当防衛」という問題については随分悩んだところであります。

**司会者**：どうもありがとうございます。

そうすると、「殺意」というのは、大体市民の皆さんは殺すつもりがあったというふうに考えておられると思いますし、それが自然だと思えますが、この事件では、それよりももうちょっと広いんですよというような説明があったと思うんです。被害者が死ぬ可能性の高い行為をそのような行為と分かって行った場合も含まれますよという説明は、腑に落ちたという感じでしたか。

**裁判員経験者 2**：はい。もう、我々もそうだろうなという感覚でございましたですね。

**司会者**：ありがとうございます。

**裁判員経験者 2**：まあ、「正当防衛」という問題を、ちょっと怪しいかなと思ったんです。一番難しい問題だったと思うんですけど。

**司会者**：それはまた、「正当防衛」のところで改めてお尋ねすることにします。

それでは、他に「殺意」が問題になった事件に関与された方で、今2番さんがおっしゃってくださったことに何か付け加えていただくことがありますでしょうか。

3番さんも「殺意」が問題になったんでしょうか。

**裁判員経験者 3**：はい。私なんかの考え方で、「殺意」というのは本当に殺してやろうというのが「殺意」だというふうに感じておったんですけども、裁判長からいろいろ御説明を受けまして、それでそうでない、もっと広い意味での「殺意」というのは理解できたんですけども、やっぱりちょっと「殺意」と

という言葉にはちょっと引っ掛かりがまだあります。

**司会者：**先ほどもちょっと申し上げたんですけど、やはり皆さんは殺すつもりがあったという場合が「殺意」だというふうに思われているんですね。それは非常に自然なことだと私自身も思うんですけども、実はもう少し広いんだよという点については、一応は理解していただけたのでしょうか。

**裁判員経験者3：**はい、理解はできたんですけど、どっかで、やっぱりまだ。

**司会者：**ちょっと引っ掛かるところがあるという感じですかね。

**裁判員経験者3：**ええ、あります。

**司会者：**一番引っ掛かるところというのは、やはり自分が日ごろ思っている「殺意」というイメージと少し違うというようなところですか。

**裁判員経験者3：**そうですね。そのイメージの違いですけどもね。

何かの拍子で、そんなことがあってはなりませんけれども、何かの拍子で人を傷つけたと。それが自分には本当にそんな気はなかったも「殺意」があったと認定されるのかなという気持ちはあります、確かに。

**司会者：**どうもありがとうございます。

それから、「殺意」についてもうお一方は5番さんですかね。

**裁判員経験者5：**事件が起きるまでに、その本人さんが何か駐車場に車で二人でもめながら上がってきて、そこで事件を起こされたんですけど、両方とも頭に血が上ってますからね、被告人にも、裁判員をしているときにお尋ねしたんです。どうして、そうだったら頭を冷やす意味で奥さんだけを車から降りろと言って車から降りして、しばらくの間、外で走ってきて、もう一回そこで奥さんと話し合うとか、そういうふうなことはなさらなかったんですかということをお聞きしたんですよ。そうしたら、黙っておられましたね。もう、だからその気はなかったんかなとか思いながら。

2人で車乗って言い合いしたときには、誰か一人を降りして、車でしばらく走って、それでまた来たらお互いにかっか、かっかしているのが落ち着くということ自分たちもありますしね。そのときはそういうふうなことはなさらな

かったんですかと聞いたら、被告の方は黙っておられましたね。その後、そういうふうな事件を起こす前にそういうふうにして車から降ろしてちょっと熱を冷ますという行為をされたらよかったん違いますかということをお聞きしたんですけどね。

だから、もうそれをなしに直接事件になったということも、「殺意」のさっきのお話じゃないけど、幅の広さですよ。いろんなことをしてから事件につながるか、すぐに事件に行くかということで、「殺意」というのを難しいなと感じたんですけど。

**司会者：**それは、「殺意」がいつ生じたんだろうかというのが難しいということですか。

**裁判員経験者 5：**やっぱり、はい。

**司会者：**5番さんが関与された事件は、被告人が自動車の助手席に座っておられた奥さんを、錐で項を突き、前から首を押さえてそのまま強く押しつけて窒息死させたという事件でしたよね。

**裁判員経験者 5：**痛い痛いと言っている、3回も言っているのをね。左手ですつと首を締めながら、最後は錐が折れるまで刺したという事件だったんですけどね。

**司会者：**そうすると、「殺意」というもののイメージについては、きちんとつかめた上で認定できたということですかね。

**裁判員経験者 5：**そうですね。

**司会者：**一番悩まれた点というのは、先ほどおっしゃっていただいたように、いつ「殺意」が生じたんだろうかというようなところだと、こんなお話なんですかね。

**裁判員経験者 5：**そうなんです。それまでに、その「殺意」を消すためのね、奥さんだけを車から降ろしてしばらく置いておくとかね、そういうふうな行為をされずに、もう駐車場に行って直接その事件になったでしょう。だからどこでそれが「殺意」になったかを、トランクに積んでいた錐を持ち出したというそ

の辺がやっぱり「殺意」になるのかなと思ってね。

**司会者：**ありがとうございます。

そうすると、2番さんは若干広めの「殺意」というのも腑に落ちたかなというふうに言ってくださったんですけれども、3番さんはまだ腑に落ちないところあったかなというようなお話でした。そのあたりはどんな感じでしょうか。

**裁判員経験者2：**初めからもう大体「殺意」があるという感覚が随分ありましたから、その中でまた裁判官の方が、「殺意」とはどういうことだとか、「正当防衛」とはどういうことだとかいう説明を随分懇切丁寧にいただいたんで、思っていたのがそのまま反映されたというような感覚でございました。

**司会者：**ありがとうございます。

「殺意」があるということについては5番さんも特に難しくなくて、いつ発生したんだろうということが難しかったということでしたね。2番さんも、それを認定することで特に難しかったというところはなかったと。

**裁判員経験者2：**全然なかったですね。

**司会者：**3番さんは、若干あったわけですか。

**裁判員経験者3：**そうですね。

**司会者：**それは、やはり「殺意」の内容ですよ。内容の理解が少し違ったかというところですかね。

**裁判員経験者3：**私がやらせていただいた裁判は防犯カメラにすべてが映ってありましたんで、やったとかやらないとかというような争点はもう全く初めからなかったですよ。それで、その防犯カメラで映っているのを見ると、ナイフをポケットに入れて管理人さんのところへ文句を言いに行ったと。そのこと自体がやっぱり「殺意」があったのかなと思えないではないんですけど、ただ、防犯カメラ見ていると、何かとっさにぱっと出して刺したと。そのときに被告の人が本当に殺してやろうとか、その気持ちまではなかったと思うんですよ。それでもやっぱり死ぬかもしれないというその可能性があれば「殺意」だというのは裁判長からもずっと説明を受けて、理解はできたんですけども、

その辺でちょっと引っ掛かりがありました。

**司会者：**わかりました。ありがとうございます。

そのあたりが一番難しかったというところですかね。

**裁判員経験者 3：**はい。

**司会者：**ありがとうございます。

それでは、「殺意」を一通り聞かせていただきましたので、今度、先ほどから2番さんがおっしゃっています「正当防衛」についてお聞かせいただけますでしょうか。

**裁判員経験者 2：**我々のときに当たったこの裁判は、被害者は被告人に対してかなり体格も立派だし、それからそういう前歴もあったという人だったんで、その人からかなりの脅迫的な言葉を受けていたら、やはり恐怖を感じたというような形で。また、その後の殺人が行われる前段としてちょっと被害者が首絞めたとか、そういうようなことがあった中での殺人事件だったんで、その辺が「正当防衛」も随分あるんじゃないかというようなことで、随分悩んでたところがちょっと。

**司会者：**その事件というのは、被告人方に泊まり込んでいた被害者と口論になって、被害者から羽交い絞めにされて、首に腕を回されたんですね。それで包丁に一生懸命手を伸ばして取って、示して手を放させたんですね。それから、離れてから突き刺したと、こういうような事件でしたよね。

**裁判員経験者 2：**はい、そうですね。

**司会者：**そうすると、最初に口論になって、羽交い絞めにされて首絞められたり、かなり体格がいいということで、これは「正当防衛」に当たらないのかなと、こういうふうに悩まれたということですよ。

**裁判員経験者 2：**はい、そうですね。

それで、先ほど言いました殺人については、1年ぐらい前から随分もう殺してやろうかという被告人の心情として芽生えてましたからね。それで状況から見ましても、やはり包丁を用意していたとかですね、それはもうあくまで殺そ



うという真意があったんですけども、その後、殺す時点の、そのときの行動、その日の行動が相手から羽交い絞めされたとか、そういうことになって、何かその辺で「正当防衛」もあるんじゃないかというような。随分その辺がちょっと。

**司会者：**なるほど。「正当防衛」とは何かということも恐らく検察官，弁護士，裁判官，それぞれ説明させていただいたと思うんですけども，その「正当防衛」のイメージというのは，判断の前提として持てましたかね。

**裁判員経験者 2：**はい。ただ，裁判官の方が説明する前に，我々の「正当防衛」というのと，ちょっとその辺の感覚の違いがあったような気がしましてね。

**司会者：**一番違っていたと思われたところはどこになりますか。

**裁判員経験者 2：**我々は首絞められたらやっつけるのが「正当防衛」違うかと，そう思っていたんですけども。それがちょっとイメージが随分。

**司会者：**本当に何らかの反撃が許されるような緊急状態だったんだろうかというようなことを，判決では判断しているようなんですけど，そのあたりもちょっとなかなか理解がしにくかったということですか。

**裁判員経験者 2：**理解しにくいというよりも，情動的なものがありましたですね。その辺が法律でさっさと割り切ってしまうかというのがありましたですね。

**司会者：**ありがとうございます。

だから難しいですね。「正当防衛」が認められる根拠も難しいですしね。

**裁判員経験者 2：**それで，そのときもやはり弁護士さんが随分勉強されていまし  
てね。その辺の「正当防衛」についての反論の話なんか聞いていますと，うう  
んというようなこともありましたですね。今までの私らのイメージと違って，  
弁護士というたら，大体あんまり弁護しない人が多かった印象あったんですけ  
ど。随分こういう殺人なんかについて勉強されてきたなと思いますよ。その点  
では，裁判員制度というのはよかったんじゃないかなと，このごろ思いますけ  
どね。

**司会者：**どうもありがとうございます。

検察官，弁護士，あるいは裁判官の説明がどうでしたかということは，もう一回改めてお尋ねすることにします。

それでは，続いて先ほども申し上げたとおり「共謀」ということで，4番さんお願いします。

この事件は，夫婦が小さい三女にそれぞれ継続的に暴行を加えて，お互いに制止することもなく共謀し，最終的には夫が暴行を加えて三女が亡くなったという事件ですけれども，その「共謀」についてはどういうイメージを持っていたのかということですね。これは「黙示の共謀」ということでちょっと難しいものでしたよね。

**裁判員経験者4：**今言われたように，「黙示の共謀」。だから自分の子供ですので，自分の子供をけがさせるといふか，そちらの方向で夫婦が相談するということはまず考えられない。そういった意味では「黙示の共謀」というのはものすごくわかるんですけれども，児童虐待といふか，子供を死なせたという事件ですので，引っ掛かったのは，本当，その傷害致死という形の事案という形になっていたんで，これが果たして，言い方おかしいですけど，虐待罪というものがあればそれに相当するようなものであって，傷害致死というのは，変な話ですけど，当てはめるものがないがためにこういった形で終始したのかなというのがありました。

今言われているその「共謀」ということに関しましては，そこまであったかなかったかということまでにはならなかったように感じています。

**司会者：**最終的には，二人で一緒になってと，こういうことを認めたんですよ。

**裁判員経験者4：**はい。

**司会者：**それには若干抵抗があったというような感じですか。

**裁判員経験者4：**「共謀」に関してですか。

**司会者：**はい。

**裁判員経験者4：**「共謀」に関しては，抵抗は多少ありましたですね。というよ

りも、やはり子供を死なせたということにおいて、そしたらその両親のどちらにも責任がないということはありませんという認識があったと思うんですね。なぜ、今この場で言わせてもらっていいのかわからないのは、検察のほうは傷害致死ということで、弁護側のほうは無罪という主張だったものですから、どうも裁判員として初めから違和感を感じていました。ただ、そういった意味で、量刑に対して何か弁護側のほうから言われるんでしたらもう少し理解できたかなと思ったんですけども、そうじゃなしに無罪、無罪の主張、疑わしきは罰せずという形の主張をされていたので、だったら子供はどうして死ぬのという疑問がものすごく大きかった。ただそういった意味で、夫婦2人の「共謀」というのは、「黙示の共謀」という形で認めざるを得ないというような意味合いを持ちました。

**司会者：**判決を読ませていただくと、子育ての経緯だとか、あるいは原因になった暴行がいつも加えていた暴行の範囲内だから、まさに一緒になって自分たちの犯罪として暴行を加えるという「黙示の共謀」はあったんじゃないかという書き方をしているんですけども。

**裁判員経験者4：**ちょっと。

**司会者：**ちょっとイメージが違いますか。

**裁判員経験者4：**いや、そうせざるを得ないというイメージ。

**司会者：**今説明していただいたようなところですか。何で死ぬのというところから。

**裁判員経験者4：**そう。何で死ぬのというところのほうに疑問として大きかったように思うんですね。まして夫婦と子供さん4人がいて、1つの部屋の中でいて、その中で三女さんが死んだということ、この事実に対して傷害致死であろうが何であろうが子供が死んだということに対して親として責任がないと言えるのかどうかというときに、御本人さんにしろ、弁護側にしろ無罪、無罪という主張であって、子供さんに対する言葉が一つも出なかった。おわびというよりも、死んだということに対する発言がほとんどなかったことに対してもの

すごく違和感を感じて、ますますこれは「共謀」というか、だからその法律概念としての「共謀」というのと、もう一つしっかりこないんですけれども。それは密室の中で子供が死んで、しかも1歳8か月、2歳にならない子が抵抗できるわけもない中で、成人の親が2人いて、死んだということに対してどのような責任があるのかないのかというようなところ、それを無罪の主張があるということに対して違和感を感じている。それが、またやはり「共謀」というところだけとらえられて言われるとちょっとしんどいことはしんどいんですけれども、二人に罪があるという意味合いでの「共謀」という感じで自分自身を納得させたという部分はあります。

**司会者：**どうもありがとうございます。なかなか難しいですね。

それで、最後に残ったのが、「責任能力」ですけれども、これは1番さん、「責任能力」がかなり深刻に争われた事件だったようですけれども、これは例のパチンコ店で無差別殺人をしたという事件ですが、「責任能力」の概念とか当てはめとかいうところで、難しかったな、あるいは悩まれたなというようなところはありますか。

**裁判員経験者1：**悩んだというよりも、3人の専門家の先生達ですので、すごく難しい言葉じゃなく平たんにお話しいただいたので、私たちもわかるという流れでお話しいただいたので。でも精神病というのは何か難しいというのがすごくわかったんですね。私たちでも今生活しているうちに、同じ一言を言われても傷つく人と別に何とも思わない人というから、そういう日常茶飯事に経験することだと思っんです。ちょっと裁判になって、この人が「責任能力」があるかどうかという話になったときに、そういう専門家の先生が3人いて、かなり時間をかけてお話ししていただいて、よくわかって。犯人のほうで冷静にものを聞いておられたんですね。それを受けて、精神的なものかもしれないけれども、私のような一般の人間にとっては、すごくこの方は「責任能力」があったなという判断ができる状態だったので、そんなに難しく考えなくて済んだ内容だったので、はい。

**司会者：**そうすると，3人の先生方のいろいろなお話を聞いて，この人が判断能力とか，自分の行動をコントロールする能力があるかという当てはめは，すごくわかりやすかったということでしょうか。

**裁判員経験者1：**この話は今のこれに当てはまらないなとか，少しずつ違いはあったんですけども，総合的にそういう目で見れば，この人はこれを消してあって，これはつけ加えてというような，選別する材料はいろいろいただいたので，そのように感じることはできた。私だけかもしれませんが，思えました。

**司会者：**例えば，その前提として心神喪失とか，心神耗弱とか，ちょっと難しい言葉が出てきましたよね。これについて，例えば精神障害のために先ほど申し上げた判断能力だとか，あるいは行動をコントロールする能力とかが欠いている状態をいうんですよとか，そういう説明もありましたよね。

**裁判員経験者1：**はい，それはありました。

それでも，その先にビデオテープがあったので，その冷静な判断，それから行動，それから自分は絶対にけがをしないように，すべてにおいて計算されていたんですね。その判断は，本当にそういうことが考えられなかったらできるのかなというのは疑問には思いました。能力がなければ，もし自分に。でも，それは「責任能力」というかどうかはちょっと私にはわかりかねたんですけどね。

**司会者：**そうすると，すごく冷静に行動している様子とか，先生方のお話とかを総合すると，あっ，この人は正常に行動できたんだというのがわかりやすかったと，こんなイメージでいいですか。

**裁判員経験者1：**いろいろな幻聴が聞こえたと言われたことに関してすごく疑問だったので，留置場に入っている間に聞こえなかったんですかという御質問したら，全然聞こえなかったという回答があったんです。「ええっ」って。もし本当に御病気ならずと聞こえ続けるというお話もあったので。

**司会者：**この事件では，Aという人の嫌がらせに一矢報いなければいけないとか，

見て見ぬふりをしている人に仕返しをして、間接的にそのAという人に仕返しをするんだというような幻聴というか、妄想みたいなことが問題になった事件でしたけれども、それは先ほどの1番さんの質問に対して、留置場では聞こえなかった、あるいは見えなかったというんで、「えっ」という感じだったんでしょうか。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：そうすると、この人、正常なんじゃないのというイメージが。

**裁判員経験者1**：精神的な平板化とか、そういういろんなお話で。多分一人の先生だったらいろんなことが、それを一つに固まったと思うんですけども、一応3人の先生のいろんなお話を聞いて、これは当てはまる、これは違うというのが、精神的な病気ということは難しいと思うんですけど、性格的なこともあるので。

**司会者**：3人の先生という話が出たので、併せてお聞きしますけれども、いろんな意見の方が出てきて、どの人の意見に乗ればいいのかというようなところで迷われた、判断が難しかったということはなかったですか。

**裁判員経験者1**：その3人の先生の話の話を聞いていると、「あっ、違うな」と。あの話は全然というのがすごく、はい。

**司会者**：そうすると、比べられたという意味ではよかったということですかね。

**裁判員経験者1**：そうですね、はい。

**司会者**：複数あったほうがよかったということですか。

**裁判員経験者1**：はい、そうです。

**司会者**：ありがとうございます。

**裁判員経験者1**：時間的にはすごく重要だったんですけども、そういう意味ではすごく大切な時間だったように思います、3人の先生というのは。

**司会者**：ありがとうございます。

それで、「責任能力」だと3番さんが殺意とともに「責任能力」が争われ、これはアルコールの影響、飲酒の影響で「責任能力」がどうかというようなと

ころだったんですかね。その前提として自分がやっていることがどういうことかわかっていたのかどうか、あるいは「殺意」のところもそれに重なるのかもしれませんが、そんなところが問題になったわけですね。「責任能力」ということについての説明などで、こういうものだなというような理解はできましたか。

**裁判員経験者3**：はい，理解はできました。その点については，裁判官の3人の方からいろいろ御説明いただきまして，非常にわかりやすかった。複雑酩酊，単純酩酊ですか，その辺で複雑だったのだろうか，単純酩酊だったのだろうかということで精神科の先生の説明も聞いたんです。その後，裁判官の方からもう一度説明を聞いて理解できたと思います。

**司会者**：その複雑酩酊だとか，病的酩酊だとかということも，先生にも説明していただいたし，裁判官にも説明してもらったと，こんな感じですかね。

**裁判員経験者3**：そうですね。

**司会者**：すごく難しい概念のようにも思えるんですけども，そこも一応腑に落ちて。

**裁判員経験者3**：そうですね，はい。自分も酒を飲むものですから，自分の酔っぱらっているときはどっちになるんやろうかというようなことからいろいろ説明聞いて。それほどひどい酔っぱらい方でもなかっただろうというのは考えられました。

**司会者**：そうすると，自分のやっていることもちゃんとわかって行動しているなというのは結構わかりやすかった，こんな感じですかね。

**裁判員経験者3**：はい。

**司会者**：ありがとうございます。

それから，6番さん。その日知り合ったばかりの女性を強姦して，すきを見て逃げ出したその女性を追いかけてけがを負わせた事件ですね。犯行当時，高次精神機能障害でしたかね，こういう障害があったことは間違いのないということでしたね。

**裁判員経験者 6**：ちょっと自分のことから話させてもらってよろしいですか。

**司会者**：どうぞ、はい。

**裁判員経験者 6**：私，3年ぐらい前にうつ病になりまして，一応精神のほうに通ってしまっていて，そのときに自分自身，うつ病というのは自殺願望があるということをよく聞いていました。けども自殺願望じゃなしに，速い車を見たら，頭を突っ込んだら気持ちがいいだろうなとか，冬でしたからね，あの川に入ったらものすごい気持ちいいだろうなという，願望じゃなしにその気持ち良さになっていった。それがなかったら何にもないんですね。

「責任能力」ということで今回担当しましたけども，本人はその犯行当時のことは一切，犯行に及ぶところまでは話するんですけども，そこからは一切話しない。被害者の方とお酒を飲んで，そこから出てきたら警察官が待ってたとというような話しかしないんです。最後までそれでした。

それと，殴ったということに対して，完全否定しました。僕は殴っていませんということ。そういうこととか，また反対に，犯行を犯した，これは被害者側からの証言ばかりを取り上げなあかんような形でしたので，被害者側から話を聞いてみますと，強姦した後に逃げ出したときに，バッグとジャンパーを持って追っかけた。異常な考え方ですね，普通であれば。それで，自分は自転車に来ていたから，自転車でその犯した後に逃げることもできるのに，逃げなくて追いかけて行って，タクシーの男性が現れたら友達，友達と。それと，そのときの心情というのは，途切れ途切れになっているんじゃないかと僕は感じたというんですかね，自分の経験で。正常なときもあれば，正常でなくなる時もある。まして，そういう女の人も男の人も卑わいな関係を行っているときにそういう正常な考え方がずっと続くものかということ，「責任能力」が全面的にあったとは思わないし，なかったとも思わない立場で僕は考えてきました。

**司会者**：なるほど。結論としては，中間のいわゆる心神耗弱という判決，行動をコントロールする能力が著しく減退していた疑いが残るというような判決だっ



たと思うんですけども、そうすると、「責任能力」というのは善悪を判断する能力、あるいはその判断に従って自分の行動をコントロールする能力が病気によって影響を受けていたのかどうかということ判断しなければいけないんだということは、おわかりになったですか。

**裁判員経験者 6**：その辺は、本当に本人がしゃべらない限り、その「責任能力」があったんかどうかなんかというのは、反対にあったからしゃべらないんか、なかったからしゃべられないのかというのは、本当にわかりづらいところでした。

**司会者**：そうすると、精神科医の話の聞いたり、あるいは行動の様子を記録で事実として認定したりして当てはめて考えてみたら、先ほどおっしゃっていただいたような結論だろうと、こういうことになったということですか。

**裁判員経験者 6**：と思います。

それで、途中で暴力を振るったという件に関しても悩んでいました。

**司会者**：前提としてですね。

**裁判員経験者 6**：そうですね。そやから、跡が残っていないと。一部跡が残ったところもありますけどね。殴ったところ、顔ですかね、殴ったところが跡が残っていないということで、どこまで被害者を信じていったらいいんやという部分、被害者も動揺している、また時間もたっているから、被害者が勘違いで話している部分も出てきていましたし、いろんな問題があったから、ちょっと被告の「責任能力」については本当にわかりづらいという部分がありましたね。

**司会者**：前提として、こういうのを心神耗弱というんです、あるいは心神喪失というんですよというようなことは一応頭に入れた上で、事実を当てはめて考えて。

**裁判員経験者 6**：そう考えていました。

**司会者**：そうすると、その前提としての、こういうのを心神耗弱、あるいはこういうのを心神喪失というんですよということは、きちんと腑に落ちた上で、今おっしゃっていただいたような当てはめをやっていただいたということですか。

か。

**裁判員経験者 6**：そうですね。普通，ここにおられる皆さんですけども，もし自分が犯罪起こして，その人が「助けて」と言って大声で逃げていったと。普通その人の持ち物を持って追いかけますか。自分は自転車持っているんですから逃げますでしょう。そやから，そういうところが何か。

**司会者**：おかしいなという感じ。

**裁判員経験者 6**：うん。そこにおいては，ちょっとそういうのが出ているんじゃないかと。興奮しているから余計そういういろんな面がちょっとわかりづらい部分がありましたけどね。

**司会者**：どうもありがとうございます。

それでは，一通り，どんなところが引っ掛かったのかを聞かせていただきました。「殺意」というのは自分の思っていたイメージと若干ずれている，だから余計に難しくなった，あるいは「正当防衛」というのも，自分が思っていた「正当防衛」と，法律上の「正当防衛」が若干違ったのかなというところでなかなか理解が難しかったと。「共謀」もそうですね。「共謀」も若干そういうところがあったと。「責任能力」に関しては，大体今お聞きした限りでは，特に当てはめのところはわかりやすかったということでしたから，それは，前提として当てはめる概念というのもそれなりに理解していただいていたというような感じなんですかね。そういうまとめでいいですかね。どうもありがとうございます。

それでは一通り意見をお聞きして，次に，検察官，弁護士，あるいは裁判官の説明はわかりやすかったのか，わかりやすくなかったのか，あるいはどんなところをもう少しこういうふうにしてもらったらいいのかということをお尋ねします。

( 18 : 50 休憩 )

( 19 : 00 再開 )

**司会者**：時間になりましたので，座談会を再開させていただきたいと思います。

(2) **争点となる法律概念の意味内容や，その争点を判断する上でポイントとなる事情についての検察官や弁護人の説明（冒頭陳述，論告，弁論）は十分であったか。また，裁判官の説明についてはどうであったか。**

**司会者**：先ほど，いろんな御感想，あるいは御意見を述べていただいたんですけども，翻って考えると，争点となる法律概念の意味内容，あるいは争点を判断する上のポイントとなる事情というのは，冒頭陳述であるとか，論告・弁論であるとか，場合によっては評議等の場で裁判官から説明があったりして，いろんなところでこの法律概念はこんなものなんですよというような説明があったと思うんですけども，本当にこれ十分だったんだろうかというところについて率直な御感想をお聞かせいただければというふうに思います。

その前提として，今日はせっかく検察官，それから弁護士さんにも来ていただいていますので，こういう法律概念が問題になる事件について，どんなことに注意しながら準備されているのかというようなところを少しお聞かせいただいた上で，それが本当に伝わりましたかねというような議論をさせていただければというふうに思います。

それでは，まず検察官からよろしくお願いします。

**佐藤検察官**：検察官としましては，まず裁判で一番初めにこの事件の内容について詳しく説明する立場にあるというところがございますので，冒頭陳述には特に気を使っております。

法律概念に関していいますと，当然事前の準備の手續において，三者間でその各概念についてはどのような言葉で説明するかというのは打ち合わせをして決まっておりますので，それに忠実に冒頭陳述で述べるというのはもちろんなんですけれども，その中で，例えば「殺意」，あるいは「責任能力」であれば，ある程度見ていただきたいポイントというものが当然出てきますので，「殺意」に関していいますと，その創傷の部位とか程度とか，凶器は何を使ったのか，

それからねらいどおりに定まったところに攻撃をしたのかどうかとか，そういったところをなるべくわかりやすく指摘すると。「責任能力」に関しましても，同様にその犯行時の状況，犯行の状況等々ございますので，それをなるべく視覚化するというか，箇条書きにして見やすく提示すると。そのために一覧性があるようなもの，今検察庁では，平均的にはA3用紙の横版のもので，大体1枚で収まるようなもの，事案によっては何枚かにわたるものもありますけど，基本的には1枚で収まるように。1枚で収まるということは，ぱっと見れば事件の全体像が一目でわかる，そういったものを作るように心がけています。また，そういうものにしておけば，最後まで使っていただけるかなと。証拠調べのときにその冒頭陳述を活用していただいて，そこに適宜書き込みをしていただくとかですね。その意味もあってなるべく余白を残すとか，そういった工夫をして冒頭陳述のほうは作成しております。

論告に関しましては，基本的にはもう冒頭陳述とほぼ同じものになるはずですので，きちんとその裁判の中で証拠が出ればそれを摘示して一貫性のあるものになるようにということを心がけております。以上です。

**司会者：**どうもありがとうございます。

そしたら，弁護士の立場からはいかがでしょう。

**依田弁護士：**どうしても自分自身の経験をもとに申し上げるしかないんですけども，私自身，「殺意」ですとか「責任能力」について争いがあったという事件で担当したことはありますけれども，抽象的に言えば，先ほど検察官の方もおっしゃったように，事前の整理手続の中で裁判官からどのような説明がある，そういうことは把握しておりますので，基本的にはそこに齟齬して混乱をするようなことがないような形では考えておるところです。

もう一つ，正直こう言うともう身もふたもないことになるのかどうかわかりませんが，弁護士側としてその主張の力点を置く箇所というところと，その法律概念，難しい部分のその争点，「殺意」ですとか「責任能力」といった部分が必ずしも違う場合もないわけではありません。そういった場合に，ここ

をまさに重点を置いて見ていただきたいんですと、こういうところが使われるかどうかというところにも留意して冒頭陳述や弁論を行っているところです。

もし質問する機会があれば、その点についての御感想も後で伺おうかなとは思っているんですが、考えておるところはそういうふうなところです。

**司会者：**どうもありがとうございます。

それでは、今言っていたいただいたようなところが、現に皆さんが担当した事件の冒頭陳述、あるいは論告・弁論で説明としてわかりやすかったのかというようになところを少しお尋ねしたいと思います。

また「殺意」からで申しわけないんですけれども、これはどんなイメージでしょうか、2番さん。

**裁判員経験者2：**担当されました裁判官の方は随分懇切丁寧に御説明いただきましたし、それから私、30年前ぐらいに一度、2回ぐらいですか、裁判を傍聴した経験もありましてですね、その中で、随分先ほども言いましたけども、弁護士さんが随分勉強されるなど、そのように随分感心しましたですけどね。

それぐらいで、あと、検察官のこの説明、紙1枚に本当にわかりやすくうまくまとめておられるなということも感心しました。そういう意味合いでも、随分裁判が我々に身近になったんかなということで、新聞なんかには、やっぱりこの裁判のあれなんかよく読むようになりましてですね。今までは余り読むことはなかったんですけども、そういうことです。

**司会者：**検察官の冒頭陳述では、「殺意」というのは人が死ぬかもしれない危険が高い行為とわかって行ったときということで、本件はそれよりも強いんだというようなこと。これに対して、弁護人のほうは「殺意」はないんだということで、動機はないし、特に刺すつもりで包丁を置いていたのではないし、救急車を呼んでいるしというようなところがポイントだとおっしゃっていましたね。そのあたりは、検察官の最初の説明ですね、人が死ぬかもしれない危険が高い行為とわかって行ったときなんだけれども、本件はそれよりも強いですよというような説明とか、そういうところは容易に理解できたという感じですか。

**裁判員経験者2**：そうですね、はい。それは随分理解もできていたし、その辺も、大体納得した状況やと思っていますけどね。

**司会者**：それでは、「殺意」の関係で3番さんですけれども、検察官は、酒はたくさん飲んでいただけで、自分が行っている行為の意味はきちんと理解していたんだとかいうことをおっしゃっていて、逆に弁護人はそうじゃないんだというようなことをおっしゃっていたようなんですけれども、そういう自分が行っている行為の意味を理解していたんだと、あえて行為に及んでいるんだから、これはもう暴行の故意も、それから殺人の故意もあるんだというような説明をされてたと思うんですけども、これはどうですか。

**裁判員経験者3**：今、おっしゃられたとおりだと思います。

それで、検察官のおっしゃられることというのは、非常によくわかるし、ピンピン来るんですけども、残念ながら弁護士さん、昨日、今日弁護士さんになられたような方ではないとお見受けしたんですが、もうちょっと何か弁護してやればいいのにとというような印象を持っていました。

あと、毎日、裁判官の方がいろんな資料を作ってくださって、それを皆で勉強してたので、そういう点では毎日毎日、理解できてたと思います。

**司会者**：一遍にじゃなしに、どんどん積み重ねていくという感じで「殺意」とは何かとかいうようなことが段々理解できてきて、こんなポイントですよというようなことも、段々日を追うに従って理解できていったと、こんなイメージでよろしいですか。

**裁判員経験者3**：前の日の復習といたしますか、我々裁判員にはわからないようなことも、これはきちんと教えていただいたということで、毎日毎日、前日までの分は全部理解していたというふうに思います。

**司会者**：ありがとうございます。

それでは、5番さんですかね。検察官の説明では、自ら人を死に至らしめる高度の危険性のある各行為を行っていて、しかも「殺意」がなければ当然にとるべき行動をとっていないのであるから、「殺意」が優に認めら

れるというようなことをおっしゃって、逆に弁護人も「殺意」とは、そういう人が死ぬ危険性の高い行為をそのような行為であるとわかって行ったというものであることを前提にしながら、本件ではそうはいえないんじゃないですかというようなことをおっしゃいましたよね。そのあたりは、双方で同じような説明がされたことになっているんですけども、その点は腑に落ちたという感じなんでしょうか、それともちょっと難しかったという感じなんでしょうか。あるいは、こんな説明してくれたらもう少しわかりやすかったのになというようになところはありますか。

**裁判員経験者5**：あのときに先生が、理解できない傷が足とかおなかとか首回りにいっぱいあったんですよね。写真で私たち見たのは。その説明も、どうしてこういうふうな傷がついたんだということもないままに終わってしまったんですけど、ですから、さっきもお話しましたように、救急車呼ぶということもしない、前の助手席から亡くなったらすぐ後部座席に移して、その上に人に見えないように洋服を乗せて一晩ずっと過ごしたというようなことで、やっぱり、その辺は難しいけど、やっぱり「殺意」があったんかなというふうな。

**司会者**：そうすると、検察官が論告の中では、普通、今おっしゃってるように、「殺意」がなければ当然にとるべき行動をとっていないですよというふうな説明をされてましたけれども、これは、そうだなと思われたということですかね。

**裁判員経験者5**：ええ、それはそう思いました。

**司会者**：ありがとうございます。

続いて、「正当防衛」ですけども、先ほど、わかりにくかったというふうな話もあったんですが、検察官は、自分の命や身に危険が迫っていて、自らを守るためにやむを得ない行為というようなことを説明され、弁護人も同じようなことを説明されて、当てはめが違うんだという話でしたけれども、そのような前提としての法律の要件ですね、これについては、何と

なく「正当防衛」ってこんなもんかなというようなイメージはできましたか。

**裁判員経験者2**：そういう皆さんの説明，両方の意見を聞いて，そんなもんかというような解釈だったと思います。

**司会者**：そこは，その前提で当てはめを考えられたと，双方の説明がわかりやすかったということですかね。

**裁判員経験者2**：はい。だから量刑にも随分それが，私は，最後の反省として思うのは，量刑も随分その辺が反映されてるなという気はしたんですけど。

**司会者**：そうすると，特に検察官，あるいは弁護人に，もうちょっとこういうふうに「正当防衛」について説明してよというような，何か要望みたいなものとかはございますか。

**裁判員経験者2**：弁護人の方も，検察の方も，随分詳しく説明されてまして，それから，弁護士もいろいろあるなという思いが，弁護をやっておられる方は，随分真剣に物事をとらえてやっておられます。

**司会者**：どうもありがとうございます。

続いて，「共謀」の関係ですけれども，検察官は，冒頭陳述や論告で，まず，被告人兩名は被害者の親だから保護すべき責任がある，そして，それまでにも暴行を繰り返し，お互いの暴行を容認・助長し合っていて，こういうことからすると，被害者に対する暴行を共同して行う意思を暗黙のうちに通じ合っていたといえるから「共謀」が成立するんだというような説明をされて，弁護人は，そもそもそういう事実がないですよということで，あんまり「共謀」のことはおっしゃらなかったんですけども，検察官のそういう説明というのは，わかりにくかったのか，あるいはもうちょっとこんなところを教えてくれたほうがわかりやすかったというようなところはありますか。

**裁判員経験者4**：どうなんですか，「共謀」に関して言いましたら，ここに



言われたとおりのことなんですけれども、そういうこと自身が、果たして、ある意味いうたらおかしいですけど、法律概念的に言われる「共謀」に当てはまるのかどうかということ自体が、ちょっとある程度疑問に感じました。

というのは、傷害致死というところになってきた、であるがために、御夫婦に責任問題というか、罪ということになってくれば、「共謀」しか持っていきようがないんじゃないかなというような感じ。

**司会者：**むしろ、検察官が先ほど説明したところではなしに、もうちょっと違うところで「共謀」という感じなんじゃないかと、こんなイメージですか。

**裁判員経験者4：**何となく、違和感をどうしても持ったのが、傷害致死事件というところで、子供を死なせたということが傷害致死なのかどうかというのが、今いろいろ新聞なんかにも載っている、子供さんが死んだ場合、それがほとんどの場合殺人というような形ではとらえられてない。すべて密室の行為であるがために、傷害致死という形の結論づけになっていっているというところ。

ここで、こんなこと言っているのかどうか分からないんですけど、出てきて「殺意」の問題、殺人の話になってきても、密室であるだけに、「殺意」というものを、殺そうとした意思があるのかないのかというのは、わからない。本人が自供する以外にないような状況でなっていて、現実的には、私のやった事件においては、子供さんが亡くなっている。亡くなっているということに対する責任というところを追及する方策がないというところに、ものすごく疑問を感じました。

殺人罪の量刑と傷害致死の量刑の差、ここがやはり、私が、私たちがやったときに一番悩んだ点、検察のほうの求刑が10年、最高刑が20年というところになってきたときに、なぜ、判決で15年というものを出したかというところが、やはりちょっとあるんですけれども、「共謀」という

ところ、今日の話でしたら、こちらのほうに話を持っていかなければならないんでしょうけども、なかなか腑に落ちなかったところは、傷害致死、これ、おかしいですけど殺人というふうなところに持っていけなかったのかということと、殺人罪から途中で傷害致死に切りかえることが可能なのかどうかという話。それと、虐待の本質はどうなっていくのかというようなところで、ものすごく大きなところがあると思うんですけども。

ただ、そうやってきたときに、私たちがかかわったこの事件においては、弁護側においても、何を言われたかということ、細かい事実認定がほとんど争点になって、あと言われたことは、情状問題だけで、こう主張されているのであって、それによって傷害致死に対しては無罪になるという主張になっているんです。というところが、最後まで弁護側に対して納得できなかった点、無罪という主張に対して、子供さんが亡くなっているのに無罪という主張、それが傷害致死に対して無罪であるという言い方であるのが法律家としてそうであるのかもしれませんけれども、子供が死んだことに対しての責任、これに対する法整備がなされていないというようなところが、最後の最後まで残りました。

**司会者：**「共謀」というところがどうだったのかというのは、ちょっとなかなか腑に落ちなかったと、こういうことですかね。ありがとうございます。

最後に、「責任能力」の関係ですけれども、1番さんは、先ほどもちょっと出たんですけれども、検察官のほうは、これは責任能力に問題ないんだ、善悪を判断する能力も、その判断に従って自分の行動をコントロールする能力も著しく損なわれていなかったんだというような主張をされて、これに対して弁護人は、妄想が引き起こした犯罪なので、やはり責任能力に問題があったんだというような主張をされたと思うんですけども、そういう主張の骨子みたいなものは、一応頭には入ったというような感じですか。

**裁判員経験者1：**それは、すごくよくわかりました。

先ほど、弁護士の方のあれ、すごく私のされた方は、一生懸命されていて、明々白々の事件だったので、私の場合は、皆さんのように悩むことはなかったんだけど、それでも、いろんなことを言って、弁護士の方ってすごく大変なんだなというのがわかって、もし私が何かあったら、あの人に弁護士になってもらおうって、私は思った。すごく弁護してはる内容も、ちょっと違うところにいってるなということはあったんですけど、でも、助けてあげる、その人が改善する、猶予を与えてあげることも必要やということをしごく熱心に説かれて、それはわかりましたし、なぜそういう人を呼んだかという説明もあって、その話は、私たちは自由出席になったんですけども。

**司会者：**死刑の話ですか。

**裁判員経験者 1：**この話は一応聞いてください、聞いた上でこの判決に臨んでくださいねと言われたの私、訴えられて、すごいその気持ちはわかったので、私、自由の席にも行ってお話を聞いたんですね。そういう意味では、それぞれ検察の方、弁護士の方、それぞれの立場で話されて、立場立場の話って、すごくわかりましたし、パワーポイント的にお話しいただいたのも、すごく資料が、すごくたくさん量の資料だったんです、この事件。だから、でも、毎日毎日そういう資料をちょっと時間はかかりましたけれども、すべて見ることができ、判断することもできたんじゃないかと。

ここで言っているのかどうか、裁判官の方が、重く考えなくていい、意見を言ってくださいと言われたのに、すごく気持ちが楽になったというのは確かです。

**司会者：**今のお話だと、「責任能力」の説明に関しても、死刑に関しても、判断のポイントですね、どういうポイントで見てくださいというのは、どちらの主張もすごくよくわかったと。そういう前提で、事実を当てはめたらどうかということにすっとうって行けたというようにお聞きしておいていいですか。

**裁判員経験者1**：はい。

**司会者**：どうもありがとうございます。

それでは、3番さんで、「責任能力」の話なんですが、検察官は、確かに酒には酔っていたんだけど、善悪を判断し、行動をコントロールする能力に欠けるところはなかったというような説明をされまして、逆に、弁護人は、酒に酔った影響等によって著しく限定された能力しかなかったんだ、複雑酩酊状態で、しかも幻視というんですか、何かが現れたことに基づくことだというような主張をされたんですけども、こういう「責任能力」の説明だとか、どこにポイントがあるのかというような説明自体はわかりやすかったですか、それともわかりにくかったですか。

**裁判員経験者3**：検察官の方の説明というのは、非常にわかりやすかったです。何度も言うようで申しわけないんですけども、弁護人の方も、ちょっと我々に対して訴えていただくのが、何か的が外れているということでもないんですけども、どうも理解しがたいようなところがありましたんで、私だけかなと思って、公判が終わった後で、ちょっとみんなとちらっと話をするときに、やっぱりわかりづらいよねという意見が多かったですね。

**司会者**：それは、法律概念を前提にしてこういうふうに当てはめてほしいという、当てはめのポイントみたいなところがわかりにくかったということなんですか。

**裁判員経験者3**：そうですね。それもありますし、弁護人の方が何を訴えたのかというのが、全くこっちに来ないという感じがしました。

**司会者**：ありがとうございます。

最後に6番さんの事件は、検察官が善悪を判断する能力、あるいは判断に従って自分をコントロールする能力は欠けていないと主張されて、弁護人は、よいこと悪いことを区別することはできていたが、その区別に従って、意欲や衝動をコントロールすることが十分にできていない状態にあったと主張されたと思うんですけども、その主張の骨子自体は理解できまし

たか。

**裁判員経験者6**：御趣旨は理解できます。けども、一つ一つの問題で、例えば、DNAの鑑定をしてるときに、鑑定人さんが、4兆7億分の1の状態、今の鑑定の仕方は一致しないんですよと言うてるにもかかわらず、そのDNAの絶対ないんかとか、そら双子であれば、一卵性の双子であれば、あることはあるんですがというような、そういう勉強をさせられているような状態いうんですか、それとか、ほかのことで、どない言うんですかね、焦点が、本人は無罪やと、弁護士さんは言われてるのに、その無罪に対してやったら、それもなかったことにせなあかんのちゃうかということも、言われてるような感じを受けました、いろいろ。

それで、最後に、弁護人の弁護というところになりましたけれども、ここでは、僕らが考えてる以下の弁護の仕方いうんですか、本人の「責任能力」が全くなかったんやと、何にもなかったんやと、最初からなかったんやというような弁護の仕方をするいうんですかね、それでは、つじつまが合わんことがものすごく出てきますので、最終的に本人も一切何も言わなかったから、有罪のほうへ持っていかざるを得なかったいうかね、それは、弁護士さんが、被告にちゃんと言えとか、そういう部分をちゃんと説明していったらいいのに、また弁護士さんがそのかわりに言うとか、その辺が少し手抜き、手抜き言うたら変な言い方ですけど、本人が言わなかったということに対して、僕は怒りともとれるというんですかね、病気だったとしても、酩酊状態の人が同じような事件を起こしてますんですが、その人以上の罪になったんです。最低の罪、酩酊状態で、僕から言わしたら、お酒を飲んでる人が、酩酊状態になって事件を起こすということは、これほど最低なことではないと。病気で事件を起こす方が、まだかわいそうやと、被告に対してですよ、お酒を自分が勝手に浴びて飲んでわからんようになって、人に危害を加えたというほうが、僕はもっと罪が重くないけないのに、それが反対の方向になったということで、後々、僕自身悩んだところですよ

ね。

だから、弁護士さんが、もう少し弁護の仕方無罪やったら何で無罪か、病気でDNAの判定が正確ではないかどうか、そういうちゃんとわかっているところで、あれをしないで、例えば、警察官が現場のあれを保管をしなかったわけですね。僕らの事件は。それに対して、何で自転車が立っと思ったんやと。自転車は倒れとったやないか、被害者の話では倒れとるはずなのに、写真撮ったところには、ちゃんと立ててあったと。明るる日、写真撮ってますので。そういうことを、もっと追及していけるような状態をとるべきじゃなかったんじゃないかなと。

**司会者：**それでは、検察官や弁護士の方から、こんなところちょっと質問しておきたいんだというようなところございますかね。

**依田弁護士：**先ほどちょっと申し上げたことに関連するんですが、例えば、「殺意」を争うという場合でも、どうも弁護人は、それほど積極的に争っていないんじゃないかとか、あるいは「責任能力」について、ちょっと検察官は弱気な主張をしているなというのが出てきたときに、それを評議されるに当たって、それはそれとして、きちっと考えていこうということなのか、その点、じゃあ、ほかのところの問題なのかなと思いつつながら、評議されるのかという感覚的なところかもしれませんが、その点と、法律概念に関する議論を少ししていられる中で、量刑に関する、有罪の場合ですけれども、量刑に関する議論というのも、実は実質されていって、それぞれのお考えは深まっていくようなところがあるのか、それとも、別個に、法律概念は法律概念で、量刑は量刑で考えてますということなのかという点をお願いします。

**司会者：**まず1点目は、双方が主張していることと離れて、何か真実を追求するような考えでやるのかという、そういうことですか。

**依田弁護士：**ちょっと具体的に申し上げますけれども、5番の方の事件であれば、どうも弁護人は、積極的には「殺意」を争っていないようだ。

6番の方の事件ですと、検察官が、「責任能力」について、若干弱気なんじゃないかなと受け取れる書面もあるので、その辺、どう受け取られたのかなと。検察官のほうは、私の感想に過ぎませんが、その点と、あと2番目については、ちょっと全体の方にお聞きできればありがたい。

**司会者：**まず、5番さん、「殺意」についてですね、若干、弱気とおっしゃいましたか。

**依田弁護士：**いやいや、積極的に争っていない。

**司会者：**積極的に争っていないということを感じられたのかどうかというようなところは、どうですか。弁護人がですね。

**裁判員経験者5：**積極的というか、本人さんが事件に至るまでほかに方法をとってませんやん、まず。かっとなったら頭を冷やす、一時的に、奥さんを車から降ろして、頭を冷やさせるとか、そういうふうなこともされてないし、直接現場まで行って、事件に至ったということは、非常に残念だなと、私は思ってるんです。

遺体がすごく傷ついていたことに関して、検察官の先生は、こんな傷は見たことがないとおっしゃったんですよ。そのことに対しての説明もあんまりなかったんじゃないかなと思うんですけど。

車の助手席に座ってて、殺害した事件に対しては、足のほうもおなかも、首のこの辺にも、すごく傷があったというか、内出血があったので、そういうふうなことについても、余り説明がなかったと。

**司会者：**今、お聞きになっているのは、弁護人が「殺意」を積極的に争ってないんじゃないかとお感じになったことがありますか、というようなことなんですけども。

**裁判員経験者5：**一生懸命されてたんですけど、どうしても残りましたね、その辺がね。事件そのものの傷とか、そういうようなことが、ちょっと腑に落ちないなというのは残っているんです。

**司会者：**どうもありがとうございます。

次に、6番さんが担当した事件は、検察官のほうが何となく責任能力について弱気だったんじゃないですかという質問でいいですか。

**依田弁護士：**ちょっとこれは、見方の問題なのかもしれませんが、たしか、検察官としては責任能力が認められるという主張なんだけれども、仮に認められなかったとしても、心神耗弱だとしても、責任能力があるのに限りなく近いんだというような言い方をされていると思うんです。

**裁判員経験者6：**僕が感じたんは、検察側は、その事件が起きたときには、被告人は正常な状態いうんですか、ほぼ正常な状態と受け取りました。弁護士が言うのは、あくまでも、その事件に関しては、異常やったということなんですけれども、その前のもっと証人の間で、DNA鑑定ของとき、時間をとったりしたときに、ものすごい時間をとったり、DNA鑑定で、もう完璧に被害者のDNAが被告のパンツについていたということです。ので、4兆7億分の1で、その場所ですと、他の人からつくとなれば、4兆どころか50兆も60兆も、分の1の話やのに、そのDNA鑑定のことを長く話やったり、僕にしたら、そこは必要ないん違うかと、DNA鑑定されてる方の言うとおりにじゃないかと、言えばね、それは認めるべきじゃないかと、そういうのはすぐ、そして、反対に警察官が現場をちゃんと保管してなかったことに対して、今度はそこを責めるべきじゃないかと、何で倒れとった自転車が、明るる日になったら立てて写真を撮ってるんかと、現場検証でね、写真を撮ってるんじゃないかというのを、これは弁護士が責めるべきじゃないかと。

**司会者：**それ、先ほどおっしゃっていただいたとおりですね。

**裁判員経験者6：**そういう部分でのちぐはぐなところが感じられたと。

ただ、「責任能力」については、本人が何にも言えないので、これは能力があったとしかとれない状況、というのは、殴ってないということの言葉に対して、殴ったという言葉に対して、はじめから反応してました。ずっと、僕は殴ってない、殴ってないというように、それは病気でそうなって



るんかどうかしれんけど，そういうところがありましたので，何らかの事件があったときの何らか，そこで「責任能力」はあったやろうなと，少しの「責任能力」があったん違うかと。ただ，そのときにも僕が言った，僕のうつ病の話をしてしまったけれども，その車が通れへんかったら，僕は頭を出したいなという気分になりませんねん。速い車，ばっと通ってる，今出しとったらよかったな，気持ちよかったんちゃうかなと。そのように急に出てくるもんじゃないかなと，そういう部分はね。だから，ああいうとっさに興奮してるときには，いろんな形でそういう病気が出たり，正常なときがあったりするときがあるんじゃないかということ。

**司会者：**ありがとうございます。

**増田裁判官：**法律概念に当てはまる事情かどうか，つまり双方が主張するポイントかどうかを，ある程度意識しながら，審理の段階から立証される事実経過を見ていかないといけないと思うんですけども，そこに裁判官としては，どうかかわり方をすればよいかというところ，それが十分であったか，つまり，審理の中での前ぶれとか説明とかは十分であったかどうか，その点を少しお尋ねしたい。

**司会者：**そうですね。そのあたりの裁判官による法律概念の説明だとか，あるいはこういうポイントで見ていってください，証拠調べを聞いてくださいねとかいうような，そのような説明についてはどうでしたかというのが，今の御質問だったと思います。それでは，1番さんから順番に，短目をお願いします。

**裁判員経験者1：**私の担当してたときは，時間があったので，いろんなお話しすることがたくさん出てましたんで，そういう意味ではすごく説明をよくしていただいたし，疑問も投げかけることができましたので，それは全然なかったです。

**司会者：**2番さん，どうですかね。

**裁判員経験者2：**私どものほうも，裁判官の説明が十分皆に行き渡りました

し、それから、ちょうど昼ごはんのときに、同席する機会もありましたので、裁判官さんのいろいろな苦労話だとか、そういう話をいろいろ、またこの事件についてざっくばらんな話もできたんで、随分その点では、ほんと懇切丁寧に理解できたと思っております。

**司会者：**3番さん、いかがでしょうか。

**裁判員経験者3：**そうですね、私も一緒です。非常にわかりやすく、専門家の方だけでやられるほうが、よっぽど楽だろうなというのは思いましたけれども、我々素人が入って、専門家だけなら要らない資料までいっぱい作って、大変だろうなというのは感じました。

**司会者：**4番さん、お願いします。

**裁判員経験者4：**私のほうも、今おっしゃられたように、裁判官の方が、適宜説明していただいたことに関しては、よくわかる話で、よかったですけれども、やはり、ある程度リードしていかれてるなという印象は受けました。結局、流れの中で説明されていくことによって、最終的な結論的なところに持っていかれているような雰囲気は多少感じていました。

そういった意味で、素人が入ってやってる中を、上手にコントロールしていただけるのはありがたいと思っています。

また、このような事件に参加させていただくことによって、やはり、もの見方も相当変わりました。新聞に対する見方も、そういった意味では、我々素人が入るということに関しては、いいことだなとは思いました。

**司会者：**どうもありがとうございます。

それでは、5番さん、お願いします。

**裁判員経験者5：**私も、同じことを検察官の方も、弁護士の方も、すごく一生懸命説明していただきまして、本当によくわかりやすかったですけど、ちょっと同じことを両方の方がおっしゃるので、ちょっとつらいな、ああいうふうなことは何とか上手にできないのかなと思ってね、同じことを延々と話されるときは、ちょっとしんどいなと思ったこともあります。すみ

ません。

**司会者**：ありがとうございます。

最後に，6番さん，お願いします。

**裁判員経験者6**：僕の事件は，裁判長と裁判官が，事前にお話していただきましたので，検察官，また弁護士さんのお話しすることはわかっておりました。

### 3 守秘義務についての感想や意見

**司会者**：どうもありがとうございます。

司会の不手際がありまして，ちょっと時間が延びてしまいましたけれども，「法律概念」についての意見交換はこのあたりにしまして，それぞれ皆様，「守秘義務」ということについて裁判官から説明を受けたと思うんですけれども，その「守秘義務」についての御感想，あるいは御意見等がありましたら，お聞かせいただきたいと思います。

1番さんから，よろしくお願いします。

**裁判員経験者1**：忘れるのが一番だと思っています。ここに来て読んで思い出したぐらいです。

**司会者**：特に，あんまり負担ではないというような感じですか。

**裁判員経験者1**：もう，だから忘れました。ここへ来て，ああだったなと思いつきながら，お名前も，だから忘れてました。

**司会者**：ありがとうございます。

2番さん，お願いします。

**裁判員経験者2**：思ったよりも守秘義務というのはあまり負担にならなかったですね。

**司会者**：3番さん。

**裁判員経験者3**：一緒の感じですか。もっともっと制約があるのかなとも思っておったんですけど，お伺いした守秘義務というのは，自分にとってそれ

ほど負担になるものでもないと思いました。

**司会者**：4番さん。

**裁判員経験者4**：守秘義務に関しましては，1番さんが言われたんで，僕も名前なんか忘れてたぐらいです。

しかし，事件自身が何て言うんか，傷害致死ということと，世間一般に言われてる虐待との絡みがあって，どうもそちらの方が，ものすごくずっと重く，この事件に関してじゃなく，全体的に虐待ということに関して，重く残ってますね。

**司会者**：特に，守秘義務の関係で，何か不都合があったとか，そんなことは何かありますか。

**裁判員経験者4**：事件そのものに関しては，ほとんどなかったです。今言いました虐待に関して，何かしゃべりたいというのが，すごくほかの人の意見を聞きたいなというようなことはありましたけれども，事件に関する守秘義務に関しては，それほど負担には感じてませんでした。

**司会者**：それでは，5番さん，お願いします。

**裁判員経験者5**：私も，守秘義務には何の抵抗もなく，感じるんですけど。

ちょうど去年の東日本大震災の日の同じ日ですので，この震災があと2時間早く起きてたら，この事件はなかったんじゃないかなと思って，全く同じ日にちですので，それを思ってます。以上です。

**司会者**：6番さん。

**裁判員経験者6**：これに関しては，しゃべりたいというのは，心の中にものすごい思ってます。毎晩寝るときに，やはりこの事件に関して，皆さんのように殺人事件じゃないんですわね。簡単な事件なんですけども，ものすごいその人に対して，被告に対して，重い罪を科したんじゃないか，反対に被害者にとっては，軽い罪を科したんじゃないかということで，いろんなことをずっと並べて考えることが，ほとんどの日に，僕は，今仕事をやってませんので，考えることが多いですので，ほとんどその日の何時に考

えるかわかりませんが、寝る前とか、いろんなところで考えることはあります。ただ、それは負担じゃなしに、自分自身があのときにこう話しておればなど、何で彼がこう話さへんかってんやろなとかいうことについて、自分の中で格闘してますね。それを人に言ったら、ちょっと楽になるんかもわかりません。女房にもある程度隠してますので、この場合は。

**司会者：**逆にそれが負担になっているというところがありますか。

**裁判員経験者6：**それが負担いうたら負担でしょうね。女房にも、皆明らかにし、兄弟ぐらいには明らかにしたら、ちょっとは楽になるんじゃないかなと思いますけれども、ちょっと自分の中に置き過ぎるところがありますので、ちょっとそこが負担になっているところはあると思います。

だから、いい経験をさせてもらったとは思ってます。一から十まで覚えてるかいうたら覚えてませんし、ただ、できる限り忘れんようにしようと、一つの人の人生を大切にしていかなあかんと思ってるので、それだけです。

#### 4 記者からの質問と応答

**司会者：**どうもありがとうございます。

司会の不手際で時間を大分過ぎてしまいましたけれども、それではこのあたりで意見交換、それから守秘義務についての感想、意見を終わりにして、記者の方から質問等がございましたら、この機会によろしく願いいたします。

**記者：**お疲れさまでした。

1番の方に、ちょっとお伺いしたいんですけども、3人の専門家の話があって、その上でビデオがあったとか。

**裁判員経験者1：**はい。

**記者：**ビデオをご覧になって、けがはないように計算しているように見えた

のでというふうにおっしゃったと思うんですけども、3人の鑑定人の説明なり、そういうものがなかったとして、ビデオだけご覧になった場合に、御自身としては、問題ないかと、大丈夫だなと思われるほど強い証拠だったのか、あるいは、その3人の説明があった上で、ビデオというのがそれを補強するための一つの方法となったのか、その辺の重さみたいなものをお伺いできればと。

**裁判員経験者1**：最後の言葉どおり、3人の意見とビデオです。と本人の法廷での態度、はい。

**記者**：ビデオがなかったとしても、その判断はお変わりなかったということですか。

**裁判員経験者1**：でもね、ビデオがなかったとしても、検察官の方の説明、事件の説明をしてくださったのを聞けば、ビデオがもしなかったとしても、信頼できると思います。

**記者**：ありがとうございました。

**司会者**：ほかは何かございますか。

**記者**：3番さんのお話の中で、ちょっと教えていただきたいことがあったんですけど、たしかお話の中で、裁判官の方が、資料を作って渡してくれたというような発言があったかと思うんですけど、これは、作られた資料というのはどういう内容のもので、双方の検察弁護側の主張を整理したようなものなのか、ある法律概念、例えば、「殺意」とかについて、それをわかりやすく説明したようなものなのか、それというのは、毎日終わるごとに、翌朝また配られたりするものなのか、そのあたりはあまり聞いたことがなかったんで、教えていただけたらと思います。

**裁判員経験者3**：今おっしゃられたとおり、すべてです。法律の用語の、我々がきょとんとしてるような言葉の解説ですとか、検察官、弁護人のおっしゃられたことの要点をまとめて、昨日はこういう話がありましたというようなことですね。

**記者：**それは、一番若い裁判官の方が作って。

**裁判員経験者3：**お作りになってるのは、若い方なのか、次の方なのか、裁判長なのか、それはちょっとわかりませんが、恐らく若い方だろうと思います。それは推測ですが。

**記者：**それは、ほかの裁判員の方たちも、そういう形で裁判官なり、裁判所のほうから何か整理した書面とかというのを渡されたり、そういうのをもとに整理したりするのは、よくあること、皆さん、そういう経験されてるんですか。

**司会者：**どなたか、それでは4番さん。

**裁判員経験者4：**整理という言い方は、ちょっと語弊があるんじゃないかなと思います。前日に行われた主張に関して、そのとおりもう一度、録音されたものを聞かせていただいた上で、これがありましたね、あれがありましたねということを全員に確認されるという、確認作業がほとんどです。

**記者：**それは、大体口頭でのやりとりとかという感じですか。

**裁判員経験者4：**口頭でのやりとりをまとめた。

**記者：**まとめたものを使ってる。

**裁判員経験者4：**じゃなくて、口頭でのやりとりのもの、それと、実際に出されたものに対しての、ある意味では、網羅的なものですね。その辺のものを見て、もう一度話をして、全員のといいますか、裁判員の認識を統一していくような、統一という言い方はおかしいですけども、全員が同じものを見たという認識をするような形ですね。

**記者：**その素材としては、証人尋問のテープであったりとか、冒陳であったり、論告、弁論であったり、双方のどちらかの当事者から出てきたものとか、法廷で行われたことを記録したものを、一応ベースとして、これについてちょっと確認の意味で話し合ってみたりとか、そういうことですか。

**裁判員経験者4：**そういうことが出て、各自それぞれの意見を言うということなんです。

**司会者**：恐らく，期間の長さにもよるのかなという感じもするんですけども，3番さんは，大体どのぐらいの期間従事されたんですか。

**裁判員経験者3**：8日間だったと思います。

**司会者**：4番さんは。

**裁判員経験者4**：20日間。

**司会者**：ほかの短い期間で終わった方で，裁判官がまとめたとかいうようなことを経験された方はいらっしゃいますかね。

6番さん。

**裁判員経験者6**：裁判官がまとめたというよりも，裁判が終わった直後に，部屋に帰って話しますわね，今日の話を一応。その話のまとめを裁判官の人がタイプで打って，我々に明くる日配っていただいたという感じで，本人らも理解した上での話を配っていただきました。僕は8日間の経験です。

**司会者**：2番さん。

**裁判員経験者2**：私どもも8日間ですけども，裁判官から書類は一切出ませんでした。あくまで，弁護側と検察官から出た書類のみで，あとは口頭の議論でした。

**司会者**：よろしいですかね。

**記者**：例えば，「殺意」というものがどういうものかについて，ちょっと本読んで，中にはそういう方もおられたりするのかなと思ったりするのですが，そのあたりをお聞きしたいんですが。

**司会者**：何か法律の本を自分で読まれて理解に努めたという方はいらっしゃいますか。

それでは，1番さん。

**裁判員経験者1**：お昼の食事のときに，この間出られたあの方は，こういう経歴の持ち主で，こういうお話をされた方ですとかというのをお互いにそのときに意見交換じゃないけど，そういうのはありました。

**記者**：基本的に，いくらなかなか理解しにくい法律概念とは言っても，基本



的には法廷で説明されたこととか，それこそ，評議の場とか昼食の場とかでディスカッションしながら理解していく，基本的にその場で裁判所の中で完結させるというような認識，家に帰ったらできるだけ忘れるというか，そこからは離れるというような。

**裁判員経験者 1**：そうですね，そうしてました。

**司会者**：それでは，6 番さん。

**裁判員経験者 6**：今の質問なんですけど，私は，裁判長に一番最初に言ったことは，裁判のそういういろんなことは僕らは素人ですと，あくまでも僕らは，知識で裁判を行えないと思ってます。僕らに要望されているのは，知恵であって，知識は裁判長が一番持っていると思います，あの中で。

また，検察，弁護士も持ってはると思います。けども，裁判員の人には，知恵を求められてるんじゃないかということ，一番最初，裁判長に言いました。

僕は裁判長より知恵は持っているとは思ってませんが，変わった方向で知恵を出すことができますということ，話したことはあると思います。

だから，そういうことを要望されているので，裁判のそういう法律的なことを，僕らが持つ必要があるんかどうかいところは感じます。すいません，それだけです。

**司会者**：ほか，4 番さん。

**裁判員経験者 4**：今言われたと同じようなことなんですけど，概念とかその辺のことは，席でしゃべられたこと，それでやってます。今，僕がここでいろいろしゃべって，虐待ということ，たくさん言ったのは，そのことについては，僕自身は調べました。虐待ということについて，それはいろんな本を見てです。それを自分自身のかかわった事件に対して，どういう判断をしたらいいか，はっきり言ってなかなかわかりにくかったんで，実際に出た傷害致死でいいのかどうかということすら，すらという

よりも、それが裁判所の判断で、それに基づいて検察なり弁護側が動いて  
る以上、それに拘束されるのは当たり前ですけれども、それを判断するに  
当たって、自分自身がどういう基準を持ったらいいかというときに、そう  
いったことは、いろんなものを見て考えました。

**司会者：**ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。よろしいですかね。

それでは、司会の不手際で非常に時間を過ぎてしまいまして、申しわけ  
ありませんでした。

それでは、これで本日の意見交換会を終了いたします。

参加者の皆様には、本日は本当にありがとうございました。

皆様からいただいた御意見は、裁判員制度を今後より一層よいものにし  
ていくために使わせていただきます。

また、今後とも、裁判員制度の発展のために御協力いただければ幸いで  
す。どうかよろしくお願いします。

本日はどうもありがとうございました。

以 上